

固定資産税・都市計画税…第4期分  
国民健康保険税……………第8期分  
後期高齢者医療保険料……第8期分  
納付書裏面に記載の場所で納付してください。  
便利な口座振替をご利用ください。



上段のシンボルマークとキャッチコピーは、市制施行60周年記念として市民の皆さんの投票の結果、決定したものです。

## 市・都民税（住民税）の申告、確定申告（所得税および復興特別所得税）の受け付けが始まります

申告会場開設期間は2月18日(月)～3月15日(金)

問▷市・都民税＝市民税課市民税係（市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819）  
▷所得税および復興特別所得税＝武蔵野税務署（武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311）

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税（以下「所得税」）の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。

市・都民税の申告用紙は、前年の所得状況に応じて、2月上旬に市から郵送します。また、所得税の申告用紙は、前年の状況に応じて、1月下旬に同税務署から郵送済みです。用紙が届かなかった方や新たに必要となった方は、ご連絡ください。

### 【臨時窓口の開設】

申告会場開設期間中は日曜日にも窓口を開設し、申告書を受け付けます。

▷市＝2月24日～3月10日の毎週日曜日午前9時～午後1時

▷武蔵野税務署＝2月24日(日)、3月3日(日) 午前8時30分～午後4時（提出は5時まで）

### ＜マイナンバーを記載＞

市・都民税の申告書および確定申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。提出の際に確認書類のいずれかを忘れずにお持ちください。

なお、郵送や市で確定申告書を提出する場合には、確認書類の写しを添付してください。(マイナンバーカードは両面の写し)

■確認書類▷マイナンバーカード▷マイナンバー通知カードと現住所・氏名・生年月日が記載された本人確認のできるもの(※)

※公的機関の発行した証明書(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)

### ＜所得税の確定申告で寄附金控除または寄附金特別控除を申告される方へ＞

寄附金控除・政党等寄附金等特別控除のうち、市民税・都民税の税額控除に該当する寄附金がある場合は、必ず確定申告書第二表の住民税(・事業税)に関する事項「寄附金税額控除」の該当欄に集計した各全額を記入してください。

寄附金控除には、ふるさと納税ワンストップ特

例の申告特例申請書を提出した寄附金額も含めて集計してください。

### ● 税理士による無料申告相談 ●

時 2月4日(月)～6日(水) 午前9時30分～11時、午後1時～3時

※混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります

所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

※▷不動産・株式の譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

他▷車での来場はご遠慮ください▷確定申告に必要な書類、前年の申告書等の控え、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類)等をご持参ください

問 武蔵野税務署個人課税部門(☎0422-53-1311)

### 国民健康保険税

平成30年1月～12月に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料および国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

所得税および復興特別所得税の確定申告、市・都民税の申告の際には、忘れずに納付額を記入してください。

年金から天引きされている  
☎042-387-9834

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象

方は「国民健康保険税納税通知書」の平成30年2月～12月の保険料額で、それ以外のの方は「国民健康保険税納税通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

#### 後期高齢者医療保険料

年金から天引きされている方は「後期高齢者医療保険料賦課決定通知書」の下部(後期高齢者医療保険料納入通知書)の特別徴収のうち平成30年2月～12月の保険料額で、口座振替の方は同通知の普通徴収の保険料額または預・貯金通帳で、それ以外のの方は「後期高齢者医療保険料納入通知書」でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

☎042-387-9821

#### 介護保険料

年金から天引きされている方は「介護保険料納入通知書」の平成30年2月～12月の保険料額で、それ以外のの方は「介護保険料納入通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

☎042-387-9921

#### 国民年金保険料

平成30年1月～12月に納めた過年度分や家族の分も対象となります。

11月上旬または2月上旬に日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)や領収書の添付が義務づけられていますので、申告の際は必ず添付してください。

☎042-523-10352  
立川年金事務所

### ごみ・リサイクルカレンダー 全戸配布

平成31年度版ごみ・リサイクルカレンダーを、市内すべての世帯・事業所に配布します。

同カレンダー表紙・裏表紙絵は市内在住の小学校4～6年生から募集し、選ばれた作品です。

配布期間が過ぎても届かない場合や、ご自宅の地区と異なるものが配布された

場合は、ごみ対策課へご連絡ください。

■配布期間 2月8日(金)～3月8日(金)

問 ごみ対策課清掃係 (☎042-387-9835)

※小金井市点訳サークルのご協力により、点字カレンダーを用意しています。ご希望の方はご連絡ください

ご自宅の地区と合っているか表紙をご確認ください



表紙



裏表紙